

令和元年度第2回厚木市学校給食センター運営委員会会議録

会議主管課	教育総務部学校給食課
会議開催日時	令和2年2月7日（金）午後2時～午後3時30分
会議開催場所	厚木市役所第二庁舎15階 農業委員会会議室
出席者	厚木市学校給食センター運営委員会委員9人 学校給食課職員9人
説明者	学校給食課長、学校給食課職員

- 1 開会 学校給食課長
委員及び事務局の紹介、資料確認
厚木市学校給食センター運営委員会について（参考資料1及び2に基づき説明）

- 2 会長 あいさつ

- 3 案件

以下、高橋会長により議事進行

案件（1）から（3）まで、事務局説明の上、各案件について承認を得た。

委員からの質疑、意見及び事務局の説明は次のとおり。

- （1）（仮称）厚木市学校給食センター整備運営事業に係る入札参加表明書等の受付について（資料1）

（意見なし）

- （2）学校給食費未収金対策について（資料2）

委員：収入未済額の推移について、それまでは120万円ずつくらい増えていたのが、平成29年度から平成30年度に、突然2倍弱に増えた理由は。

事務局：大きな要因があったとは把握しておりません。また、何か社会的要因がある訳でもないと思います。

委員：納付が難しい理由は、準要保護の家庭についても、この中に入っているか。

事務局：準要保護世帯のことですが、厚木市では就学援助制度があるので、準要保護世帯は給食費が減免となっていますが、中には税の申告をしていない方等もあり、準要保護世帯全てが減免にはなっておりません。

納付が難しい理由は、滞納整理などに行くと「ほかの支払いがあるから」「無職」などの理由を言われることがあります。

委員：臨戸訪問の回数が70から80回ということですが、その効果はどのくらいですか。

事務局：督促状、催告状だけでなく、直接本人宅に訪問し、納付指導をすることにより、滞納者に危機意識を持たせるという意味で効果はあると思います。

委員：学校側としては、公会計になって非常に助かっている。個人情報の問題もあり難しいとは思いますが、学校ができることはないのかなと思います。自分たちが食べさせて、何もしないのは矛盾を感じる。協力できればしていきたい。

事務局：ありがとうございます。先生方の負担軽減という目的で公会計を始めたという経緯があるのですが、以前、集金袋で集めていたときはあまり滞納がなかったという話もあります。もし、何らかの方法で学校の方で御協力いただけるのであれば、我々も先生に負担をかけることのない範囲でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

高橋会長：集金袋で集めていたときに比べ、仕事の量が減って非常に助かっている。

委員：中学校などではPTAが集めていた。払わないことが、親同士の問題もあり、できにくかった。それでも滞納者には督促していた。こうした話をきくと、学校ももう少し協力したいと思う。

(3) 厚木市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアルの改正について（資料3）

委員：学校給食センターの配膳員さんと連携して行うとのことですが、具体的にどのような方法で誤配膳やコンタミを防ぐように考えているのか。

事務局：センターの受配校については、現在、除去食等は提供していません。センターの栄養士が、その日の給食の配合内容が分かる詳細献立の提供している。今後、アレルギー対応をする場合の方法ですが、アレルギーの子のものは配送からチェック表を受け取った配膳員が確認して配膳する。教室ではそれを受け取り、先生と生徒が一緒になってチェック表で確認することを考えています。

委員：新しい学校給食センターでの提供の方法は

事務局：新たな給食センターにつきましては、令和4年の2学期から給食の提供を行う予定です。アレルギー対応給食につきましては、最大70食の調理ができる施設を考えています。これらの施設を整えて、令和5年度の新学期から対応したいと考えています。その時の対応につきましては、アレルギー特定7品目を目標としてやっていくことを考えています。施設建設は令和3年から始まりますが、実際にアレルギー給食を提供するまでの期間は、保護者の方たちと栄養士が協議させて頂いた中で、一人一人の食缶方式の提供についても調整させて頂きたく思います。

委員：新しい給食センターの話が出たので、教えていただきたいのですが、単独校用のアレルギー対応マニュアルと学校給食センター用のものと2パターンを作って令和4年度以降は稼働するのか。

事務局：今、改正しているマニュアルは、現状の施設について対応しているもので、新センターができる時には、また今回のマニュアルを改正して対応できるようにしたいと考えます。

委員：では、厚木市としては、一つのマニュアルで両方が対応できるもの情報が入っているものを作るのですね。

事務局：そうなると思います。

委員：アレルギー除去について、各家庭にはどのような、形でお伝えするのでしょうか。

事務局：教育委員会からアレルギー対応マニュアルを改正した後、各家庭には通知いたします。

委員：4月からということでもいいんですね。

事務局：来年度中に教育委員会として、保護者の方にお知らせさせて頂きまして、御理解いただいた上で、令和3年4月から実施する予定です。

委員：ちょうど小学校から中学校へ上がってくるときに、そのまま手続きなしで上がってくる御家庭が多い。この場合、4月に中学校に入ってから配布

し令和3年4月からやるという理解でいいですね。

事務局：そうです。

委員：学校生活管理指導表ですが、共通のフォーマットがあるのでしょうか。

事務局：共通書式があり、学校の方で保護者に配るものです。

委員：これは、小中学校共通のものでしょうか。

事務局：同じものです。

高橋会長：これは令和3年度スタートになりますね。来年度は保護者の方に理解していただく期間となります。

4 その他

5 閉会 國分副会長